

改 正 案	改 正 前
<p>[要領]別紙1(第2条関係) 森林法第10条の2に基づく開発行為の許可申請に対する処分に係る審査基準</p> <p>第1章 一般的基準 第1節 総則</p> <p>第1 次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 開発行為に係る森林につき、開発行為の<u>施工</u>の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。</p> <p>3 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について<u>他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分</u>を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に、<u>環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>施行者に防災措置を講じるために必要な能力があることが明らかであること。</u></p> <p>第2～第7 (略)</p> <p>第2章 技術的基準 第1節 災害の防止</p> <p>第1 切土、盛土及び捨土</p> <p>1 工法等</p> <p>(1) 開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限であることが明らかであること。また、太陽光発電施設を自然斜面に設置する場合は、その区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。<u>ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設を確実に設置すること。</u> なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 切土 (略)</p> <p>3 盛土</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として高さ5メートル毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講じられていること。なお、小段の幅はそれぞれ1メートル以上であること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>4 捨土</p> <p>(1) (略)</p>	<p>[要領]別紙1(第2条関係) 森林法第10条の2に基づく開発行為の許可申請に対する処分に係る審査基準</p> <p>第1章 一般的基準 第1節 総則</p> <p>第1 次の事項のすべてに該当し、申請に係る開発行為を行うことが確実であること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 開発行為に係る森林につき、開発行為の<u>施行</u>の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。</p> <p>3 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について<u>法令等による許認可等</u>を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが<u>確実であることが明らかであること。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2～第7 (略)</p> <p>第2章 技術的基準 第1節 災害の防止</p> <p>第1 切土、盛土及び捨土</p> <p>1 工法等</p> <p>(1) 開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限であることが明らかであること。また、太陽光発電施設を自然斜面に設置する場合は、その区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 切土 (略)</p> <p>3 盛土</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 一層の仕上がり厚は、30センチメートル以下とし、その層ごとに締め固めが行われるとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 盛土高が5メートルを超える場合には、原則として高さ5メートル毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講じられていること。なお、小段の幅はそれぞれ1メートル以上であること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>4 捨土</p> <p>(1) (略)</p>

改正案

(2) 法面の勾配の選定、締固めの方法、小段の設置、排水施設の設置及び安定計算等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

第2～第3 (略)

第4 土砂流出防止

1 開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域(開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。)に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤又は沈砂池等(以下「えん堤等」という。)の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられることが明らかであること。

2 えん堤等の設置は次の技術的細則によるものであること。

(1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯留し得るものであること。

ア 開発行為の施工期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られない場合では200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高い場合では600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

なお、開発行為が短期間で終了するような場合は、最低4箇月を限度とする所要月数相当量としてよい。

イ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 「災害が発生するおそれがある区域」については表-2に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表-2に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含めることができる。

ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

イ 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表-2 災害が発生するおそれがある区域

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

(5) なだれ危険箇所点検調査要領に基づくなだれ危険箇所に係る森林を事業区域に含む場合についても、開発区域に先行して周囲へのなだれ防止措置について検討し、必要な措置を講じること。

改正前

(2) 法面の勾配の選定、小段の設置、排水施設の設置及び安定計算等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれがないものであること。

第2～第3 (略)

第4 えん堤又は沈砂池等

1 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有しているえん堤又は沈砂池等(以下「えん堤等」と略)の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられることが明らかであること。

2 えん堤等の設置は次の技術的細則によるものであること。

(1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯留し得るものであること。

ア 開発行為の施工期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に300立方メートルを標準とする。

なお、開発行為が短期間で終了するような場合は、最低4箇月を限度とする所要月数相当量としてよい。

イ (略)

(2)・(3) (略)

(新設)

(新設)

改正案

改正前

第5 排水施設

第5 排水施設

1 (略)

1 (略)

2 排水施設の能力及び構造は次の技術的細則によるものであること。

2 排水施設の能力及び構造は次の技術的細則によるものであること。

(1) 排水施設の断面は、次によるものであること。

(1) 排水施設の断面は、次によるものであること。

ア 排水施設の断面は、設計上の計算で得られたものに対して少なくとも20パーセントの余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(イ)及び(ウ)により、流速は原則としてマンニング式により求められていること。

ア 排水施設の断面は、設計上の計算で得られたものに対して少なくとも20パーセントの余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(イ)及び(ウ)により、流速は原則としてマンニング式により求められていること。

(ア)・(イ) (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 前式の適用に当たっては、次のaからdまでによるものであること。

(ウ) 前式の適用に当たっては、次のaからdまでによるものであること。

a 流出係数は、表-3を参考として定められていること。

a 流出係数は、表-2を参考として定められていること。

b 設計雨量強度は、次のcによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など、排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

b 設計雨量強度は、次のcによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。

c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表-4を参考として用いられていること。

c 単位時間は、到達時間を勘案して定めた表-3を参考として用いられていること。

d 雨量強度式は、表-5によること。

d 雨量強度式は、表-4によること。

表-3 流出係数

区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
地表状態	(山岳地)	(丘陵地)	(平地)
林地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
草地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
耕地	—	0.7~0.8	0.5~0.7
裸地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9
太陽光パネル等	1.0	0.9~1.0	0.9

※ 開発区域は0.9以上を使用すること

(削る)

表-4 (略)

表-2 流出係数

区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
地表状態	(山岳地)	(丘陵地)	(平地)
林地	0.6~0.7	0.5~0.6	0.3~0.5
草地	0.7~0.8	0.6~0.7	0.4~0.6
耕地	—	0.7~0.8	0.5~0.7
裸地	1.0	0.9~1.0	0.8~0.9
不透水性材料	0.9~1.0	—	—

※ 開発区域は0.9以上を使用すること

※ 不透水性材料とは、太陽光パネルなどを指す。

表-3 (略)

改正案

改正前

表-5 雨量強度式(タルボット)

適用区域	10年確率	20年確率	30年確率	50年確率	100年確率	200年確率
(福岡農林事務所管内全域) 福岡市、筑紫野市、春日市、太宰府市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡	<u>5880</u> t + 36	<u>6910</u> t + 40	<u>7531</u> t + 42	<u>8328</u> t + 45	<u>9517</u> t + 49	<u>10780</u> t + 53
(八幡農林事務所管内) 北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、戸畑区 (行橋農林事務所管内全域) 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	<u>5494</u> t + 34	<u>6265</u> t + 36	<u>6752</u> t + 37	<u>7353</u> t + 39	<u>8161</u> t + 41	<u>9017</u> t + 43
(八幡農林事務所管内) 北九州市八幡東区、八幡西区、若松区、中間市、遠賀郡 (飯塚農林事務所管内全域) 飯塚市、田川市、直方市、嘉麻市、宮若市、嘉徳郡、鞍手郡、田川郡	<u>6298</u> t + 37	<u>7245</u> t + 40	<u>7850</u> t + 42	<u>8623</u> t + 44	<u>9712</u> t + 48	<u>10858</u> t + 51
(朝倉農林事務所管内全域) 久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡 (筑後農林事務所管内全域) 大牟田市、八女市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、八女郡、三潁郡	<u>7033</u> t + 41	<u>7954</u> t + 44	<u>8484</u> t + 46	<u>9148</u> t + 47	<u>9983</u> t + 49	<u>10925</u> t + 51

イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより一定程度大きく定められていること。

ウ 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

ア～ウ (略)

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生するおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう、併せて当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

オ 開発行為の目的が太陽光発電施設の設置である場合は、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講じられていること。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講じられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講じられていること。

第6 静砂垣等の設置等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

表-4 雨量強度式(タルボット)

適用区域	10年確率 (排水施設)	30年確率 (調節池容量)	100年確率 (余水吐)
(福岡農林事務所管内全域) 福岡市、筑紫野市、春日市、太宰府市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡	<u>6548</u> t+42	<u>8228</u> t+47	<u>10306</u> t+54
(八幡農林事務所管内) 北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、戸畑区 (行橋農林事務所管内全域) 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	<u>4541</u> t+28	<u>5269</u> t+29	<u>6088</u> t+31
(八幡農林事務所管内) 北九州市八幡東区、八幡西区、若松区、中間市、遠賀郡 (飯塚農林事務所管内全域) 飯塚市、田川市、直方市、嘉麻市、宮若市、嘉徳郡、鞍手郡、田川郡	<u>6350</u> t+38	<u>7610</u> t+40	<u>8966</u> t+42
(朝倉農林事務所管内全域) 久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡 (筑後農林事務所管内全域) 大牟田市、八女市、柳川市、筑後市、大川市、みやま市、八女郡、三潁郡	<u>5743</u> t+34	<u>6840</u> t+38	<u>8038</u> t+42

イ 雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は、必要に応じてアに定めるものより大きく定められていること。

(新設)

(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

ア～ウ (略)

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生するおそれがない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

なお、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

(新設)

第6 飛砂等

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講じられることが明らかであること。

改 正 案	改 正 前
<p>第7 設計雨量強度における降雨量変化倍率の適用 <u>排水施設の断面、洪水調節容量及び余水吐の能力の設計に適用する雨量強度については、第5の2の(1)、第2節の第1の2の(1)及び(2)によるほか、開発行為を行う流域の河川整備基本方針において、降雨量の設定にあたって気候変動を踏まえた降雨量変化倍率を採用している場合には、適用する雨量強度に当該降雨量変化倍率を用いることができる。</u></p> <p>第8 仮設防災施設の設置等 <u>開発行為の施工にあたって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節地等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施工工程において具体的な箇所及び施工時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。</u></p> <p>第9 防災施設の維持管理 <u>開発行為の完了後においても、整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう、土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。</u></p> <p>第2節 水害の防止 第1 洪水調節池 1 (略) 2 洪水調節池等の設置は、次の技術的細則によるものであること。 (1) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生じる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。 <u>ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。</u> <u>また、開発行為の施工期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、第1節第4の2の(1)によるものであること。</u> <u>なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第1節第4の2の(1)によるものであること。</u> (2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。 <u>ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。</u> (3) (略) (4) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。<u>やむを得ず浸透型施設として整備する場合には、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。</u> (5) <u>用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。</u> (6) 水害の防止の機能に相当する機能を有する洪水調節池の設置の必要性及び必要な場合のその構造等の検討は次の手順によるものであること。 ア (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第2節 水害の防止 第1 洪水調節池 1 (略) 2 洪水調節池等の設置は、次の技術的細則によるものであること。 (1) 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生じる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。 また、流域の地形、地質、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。 (2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては100年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのその1.2倍以上のものであること。 (3) (略) (4) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。 (新設) (5) 水害の防止の機能に相当する機能を有する洪水調節池の設置の必要性及び必要な場合のその構造等の検討は次の手順によるものであること。 ア (略)</p>

改 正 案	改 正 前
<p>イ 検討地点の選出、現況流下能力の決定及び当該最小地点の決定に際しては、当該河川等の管理者と協議を行う。</p> <p>(ア) 林地開発許可申請書の審査に際して、<u>農山漁村振興課も河川等の管理者等と協議、調整を行うので、申請者においては関係河川水路等の管理者等と事前に十分調整を行うておくこと。</u></p> <p>a・b (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 検討地点において、当該開発行為に伴い増加する30年確率(排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いる。)で想定される雨量強度におけるピーク流量を安全に流下させることができるか否かにより、水害の発生のおそれがある地点を選定する(洪水調節池設置の必要性の判断)。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 水害の防止の要件より求めた許容放流量を満たすことができる容量等を有する洪水調節池を設置する。 ただし、簡便法による場合において、許容放流量の比流量が1平方キロメートル当たり1秒間に5立方メートル程度を上回る場合は、厳密計算法による確認をすること。 また、厳密計算法による場合は、何通りかの降雨パターンに対して安全が確保されていることを確認すること。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) フィルダムについては、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 堤体の法面勾配は表-6に示す値より緩やかなものとする。ただし、基礎地盤が軟弱な場合には安定計算を行い、安全性を確認するものとする。 また、かんがい用水等の目的をもって常時貯水が行われているダムについては、別途考慮する。</p> <p>表-6 (略)</p> <p>c～e (略)</p> <p>(キ)・(ク) (略)</p> <p>第3節 水の確保 (略)</p> <p>第4節 環境の保全</p> <p>第1 環境の保全</p> <p>1 開発行為をしようとする森林(以下特に断りのない限り森林法第5条に規定する地域森林計画対象の民有林のことをいう。)の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。</p>	<p>イ 検討地点の選出、現況流下能力の決定及び当該最小地点の決定に際しては、当該河川等の管理者と協議を行う。</p> <p>(ア) 林地開発許可申請書の審査に際して、<u>森林保全課も河川等の管理者等と協議、調整を行うので、申請者においては関係河川水路等の管理者等と事前に十分調整を行うておくこと。</u></p> <p>a・b (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ 検討地点において、当該開発行為に伴い増加する30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を安全に流下させることができるか否かにより、水害の発生のおそれがある地点を選定する(洪水調節池設置の必要性の判断)。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 水害の防止の要件より求めた許容放流量を満たすことができる容量等を有する洪水調節池を設置する。 ただし、簡便法による場合において、許容放流量の比流量が1平方キロメートル当たり1秒間に5立方メートル程度を上回る場合は、厳密計算法による確認をすること。 また、厳密計算法による場合は、何通りかの降雨パターンに対して安全が確保されていることを確認すること。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) フィルダムについては、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 堤体の法面勾配は表-5に示す値より緩やかなものとする。ただし、基礎地盤が軟弱な場合には安定計算を行い、安全性を確認するものとする。 また、かんがい用水等の目的をもって常時貯水が行われているダムについては、別途考慮する。</p> <p>表-5 (略)</p> <p>c～e (略)</p> <p>(キ)～(ク) (略)</p> <p>第3節 水の確保 (略)</p> <p>第4節 環境の保全</p> <p>第1 環境の保全</p> <p>1 開発行為をしようとする森林(以下特に断りのない限り森林法第5条に規定する地域森林計画対象の民有林のことをいう。)の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。</p>

改正案	改正前
<p>(1) 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。 この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地(以下「<u>残置森林等</u>」という。)の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は、表-7の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。 また、<u>残置森林等</u>は、表-7の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。 なお、表-7に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表-7に準じて適切に措置されていること。</p> <p>ア (略)</p> <p>表-7 (略)</p> <p>(2) 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するように表土の復元又は客土等の措置を講じ、<u>森林機能が早期に回復、発揮されるよう、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表-8を標準として均等に分布するよう植栽する。</u> なお、<u>住宅団地、宿泊施設等の間、ゴルフ場のホール間等で修景効果を併せ期待する森林を造成する場合には、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとし、樹種の特長、土壌条件等を勘案し、植栽する樹木の規格に応じ1ヘクタール当たり500本~1ヘクタール当たり1,000本の範囲で植栽本数を定めることができる。</u></p> <p>表-8 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で森林又は緑地の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内の残置森林等については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし、保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めること。</u></p>	<p>(1) 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。 この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域(<u>開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。</u>)内の森林面積に対する割合は、表-6の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。 また、<u>残置し又は造成する森林又は緑地</u>は、表-6の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。 なお、表-6に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表-6に準じて適切に措置されていること。</p> <p>ア (略)</p> <p>表-6 (略)</p> <p>(2) 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するように表土の復元又は客土等の措置を講じ、<u>地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、表-7を標準として均等に分布するよう植栽する。</u> なお、<u>修景効果を併せ期待する森林を造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるよう努めるものとする。</u></p> <p>表-7 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>第5節 その他</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 <u>太陽光発電施設の設置を目的とする開発行為における配慮事項</u></p> <p>1 <u>太陽光発電施設の設置を目的とする開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。</u> <u>特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。</u></p> <p>2 <u>太陽光発電施設の設置を目的とする開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について、地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。</u></p>	<p>第5節 その他</p> <p>第1 (略)</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	改 正 前
<p>3 <u>太陽光発電を含む再生可能エネルギー発電施設の設置にあたっては、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律(平成25年法律第81号)や、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)において、林地開発許可制度を含めた法令手続の特例と併せて、地域での計画策定と事業実施にあたって協議会での合意形成の促進が措置されているため、これらの枠組みを活用し協議会等を通じて地域との合意形成を図るよう努めること。</u></p> <p>第3 <u>開発行為の一体性</u> <u>開発行為の一体性に係る総合的な判断については、次に掲げる場合を目安に、それぞれの一体性の個々の状況に応じて判断するものとする。</u></p> <p>1 <u>実施主体の一体性</u> <u>個々の箇所の行為者の名称などの外形が異なる場合であっても、開発行為を行う会社間の資本や雇用等の経営状況のつながり、開発後の運営主体や施設等の管理者、同一森林所有者等による計画性等から同一の事業者が関わる開発行為と捉えられる場合</u></p> <p>2 <u>実施時期の一体性</u> <u>時期の重複又は連続があるなど個々の開発行為の時期(発電施設の場合は、個々の設備の整備時期や送電網への接続時期)からみて一連と捉えられる計画性がある場合</u></p> <p>3 <u>実施箇所の一体性</u> <u>個々の事業で必要な工事用道路や排水施設等の設備が共用されている場合(共用を前提として整備することを計画している場合を含む。)や局所的な集水区域内で排水系統を同じくする場合</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>